

## インターネットによる人権侵害の現状

### 1 人権擁護に関する世論調査（内閣府：24.8.23～9.2実施）

#### (1) 人権課題に対する関心

「インターネットによる人権侵害」を挙げた者の割合 36.0%（全項目中3位）  
※19年6月調査：32.7%

#### (2) インターネットによる人権侵害に関する人権問題

1位：他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	57.7%
2位：プライバシーに関する情報が掲載されること	49.8%
3位：出会い系サイト等犯罪を誘発する場となっていること	42.9%

### 2 インターネットを利用した人権侵犯事件の状況

平成23年中に全国の法務局が処理したインターネットを利用した人権侵犯事件  
**624件** うち、名誉毀損に関する事柄：約3割／プライバシー侵害に関する事柄：約5割

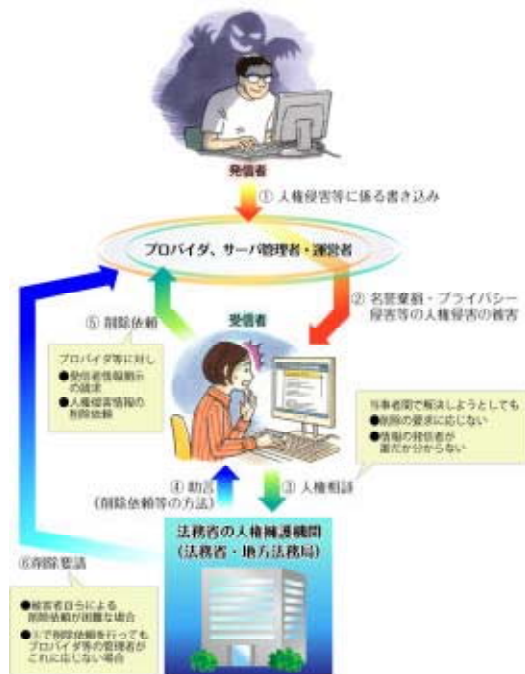


法務省の人権擁護機関がプロバイダ等に削除要請

**62件**

## 人権侵害情報への対応

### 1 法務省人権擁護機関による対応



- ① 「プロバイダ責任制限法」という法律などにより、被害者はプロバイダやサーバーの管理者・運営者等に対し、人権侵害情報の発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができる。
- ② 被害者自らが削除を求めることが困難な場合は、全国の法務局はプロバイダへの発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除依頼の方法について助言を行うなど、被害者自らが被害を回復・予防できるよう手助けをする。
- ③ このような手助けをしても被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な場合や、被害者からの削除要請にプロバイダが応じないなどの場合は、法務局が削除要請を行う。

#### 〈法務局からの削除要請〉

被害者からの被害申告を受けて、被害者が受けたインターネット上での人権侵害について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害に該当する場合は行う。

〔参 考：プロバイダ責任制限法〕

インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて規定。

#### ① 発信者情報の開示

被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者（掲示板やSNSなどに書き込んだ人）の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができる（第4条1項）。

#### ② プロバイダ責任の制限など

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権利が侵害されていることを知ることができたときと認めるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがある（第3条1項）。

また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはない（第3条2項）。

## 2 京都府教育委員会の「ネットいじめ」のインターネット監視

- ① 各学校ごとに設定したキーワード（学校名の隠語など）により、委託業者が定期的（各校最低月1回）検索。
- ② 不法行為（無免許運転、喫煙など）、誹謗中傷（悪口など）、個人情報（電話番号、住所など）が掲載された情報を、「リスク高（生命の危険）」、「リスク中（削除が必要）」、「リスク低（その他）」に分類して報告。
- ③ 報告内容は該当高へ情報提供（本人・保護者による削除要請が基本だが、相手方が特定できないなど技術的に困難な場合は、委託業者が削除依頼を実施）。

## 3 京都府警察によるサイバー犯罪対策

- サイバー犯罪とは、コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪で
- ① 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反
  - ② コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪（刑法に規定された罪）
  - ③ ネットワーク利用犯罪
    - ◇ 犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪
    - ◇ 犯罪の敢行に必要な不可欠な手段としてネットワークを利用した犯罪をいう。
- 〈平成23年中におけるサイバー犯罪の検挙状況〉  
258件・83人を検挙（対前年比+96件・+49人）  
うち不正アクセス事件：15件・6人（対前年比-17件・±0人）  
電磁的記録対象事件：8件・5人（対前年比+7件・+5人）  
ネットワーク利用犯罪：235件・72人（対前年比+106件・+44人）

※京都府警察ホームページ「サイバー犯罪の現状と取組状況」から引用・抜粋

## 4 京都府人権啓発推進室による同和問題に関する差別表現への対応

- 市町村等から情報提供された同和問題に関する差別表現について、全国人権・同和行政促進協議会が定めた基準（同和問題に関する差別表現に係る削除依頼の判断基準：19.4.1施行）を適用し、以下に該当する情報について人権擁護機関（京都地方法務局）を通じて削除依頼。
- ① 権利侵害情報
    - プライバシー情報、名誉毀損を伴う誹謗中傷を内容とする情報等の特定の個人・法人・団体の権利を侵害する情報
  - ② 差別的言動情報
    - 特定の個人・法人・団体又はある特定の属性に帰属する不特定多数の者に対する差別的言動であると明らかに認められる情報
  - ③ 差別助長行為情報
    - 特定の個人・法人・団体又はある特定の属性に帰属する不特定多数の者に対する差別助長行為であると明らかに認められる次の情報
      - ◇ 同和地区であることを理由とする地名、地域、写真、地図、その他これらに関連する情報（伏字、当て字、絵文字を使用した表現を含む。以下同じ。）
      - ◇ 特定の姓又は職業と同和問題との関連に関する情報
      - ◇ 同和地区の出身者が勤務していたこと、取引の相手方であったこと等を理由とする法人・団体の名称、その他これらに関連する情報
      - ◇ 以上のほか、明らかな差別助長行為に該当する情報